

市会議第16号

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月27日提出

提出者 市議員 加藤 あい ほか14名
(日本共産党市議団、無所属(※))

京都市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市子ども医療費支給条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「保護者であった者」の右に「(当該子どもで社会保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であるものが18歳である場合であって、その者に保護者がいないときは保護者であった者又は当該子ども、その者に保護者及び保護者であった者がいないときは当該子ども)」を加える。

第5条第1項第2号中「別に定める額」を「前条第3項に規定する保険医療機関等(薬局を除く。以下この条において同じ。)ごとに、次に掲げる医療の区分に応じ、1月につき200円(子どもが各月において初めて保険医療機関等から医療を受けた日における当該医療について、当該医療に要する費用の額から当該医療について社会保険各法の規定による医療に関する給付の額を控除した額が200円を下回るときは、当該額)」に改め、同号に次のように加える。

ア 保険医療機関等への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

イ アに掲げる医療以外の医療(アに掲げる医療に伴うものを除く。)

第5条に次の1項を加える。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等は、第1項の規定の適用については、歯科診療及び歯科診療以外の診療ごとに、それぞれ別個の保険医療機関等とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の京都市子ども医療費支給条例(以下「改正後の条例」という。)

の規定により医療費の支給を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を支給するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

提案理由

医療費の支給対象を拡大する等の必要があるので提案する。